

群馬県後期高齢者医療広域連合の管理職員等の範囲を定める規則

平成19年6月8日

公平委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第2条 広域連合の管理職員等は、事務局長、次長及び課長並びに人事、給与又は服務担当の主幹、主任及び主事とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。